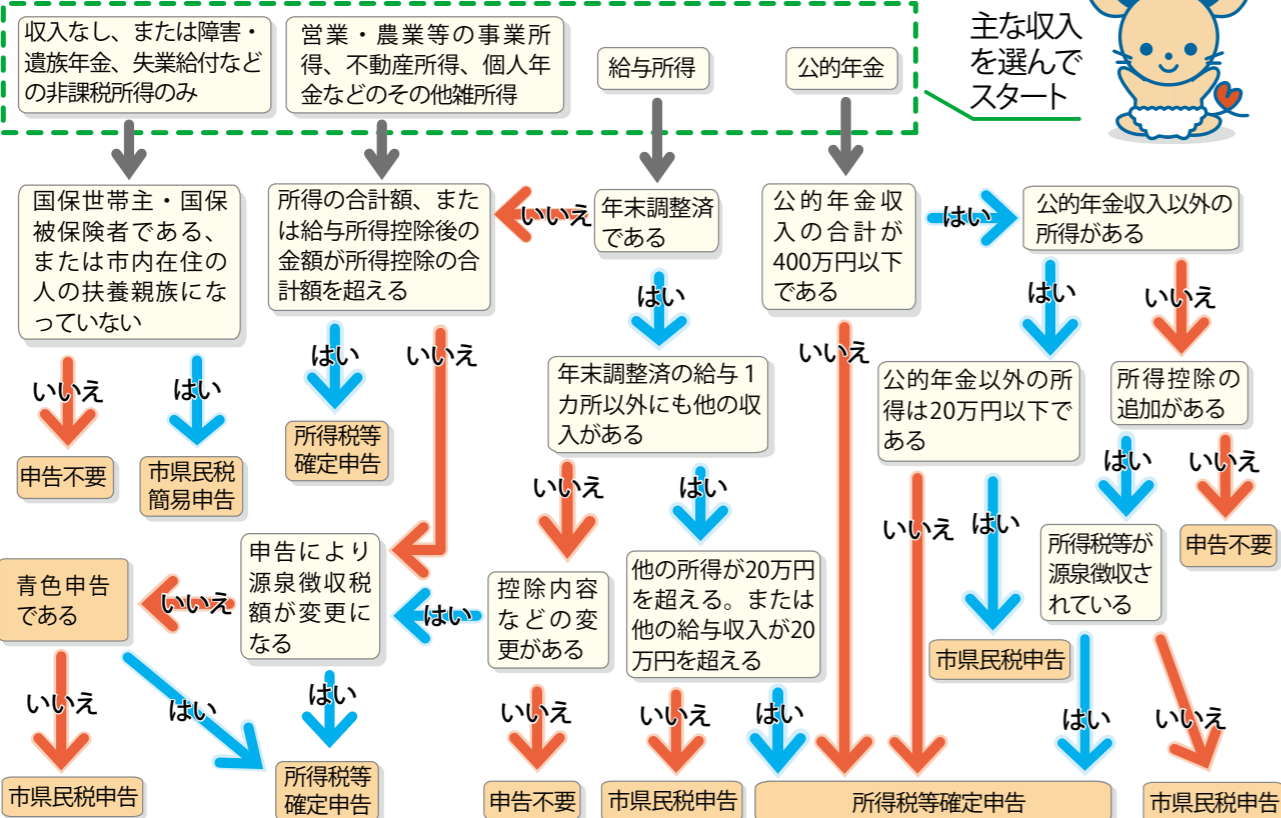


●どのような申告が必要になるかの目安



※所得控除の追加があり所得税等の還付を受ける人は、所得税等の確定申告をしてください

- ◆令和3年1月1日現在、総社市に住居票がなかった人は、1月1日に住居票があった市区町村で申告をしてください（所得税等の確定申告は除く）
- ◆給与収入が2000万円を超える人は、所得税等の確定申告が必要です
- ◆平成30年7月豪雨の被害を受け、雑損控除の申告をした人で、令和元年分までの確定申告で所得から引ききれなかった損失の金額がある人は、令和2年分の確定申告に繰り越すことができます。令和2年分でも引ききれなかった場合は、令和3年分に繰り越すことができるので、令和2年分の所得がない場合でも確定申告をしてください
- ◆必要な申告がない場合は、所得証明書の発行、市県民税・国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料の算定などに影響することがあります

所得税等の確定申告は

自宅で作成、e-Taxで提出ができます

スマートフォンやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>)から申告書を作成することができます。

完成した申告書をe-Taxで送信すれば、自宅から申告が可能です。

確定申告作成手順は、YouTube「国税庁動画チャンネル」(<https://www.youtube.com/user/ntachannel>)で確認できます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、ぜひe-Taxを利用してください。

申告書の作成はこちらから



確定申告書等作成コーナー

作成手順を動画で確認



国税庁動画チャンネル

所得税等の確定申告

個人市県民税・国民健康保険税の申告

【申告相談についての問い合わせ】倉敷税務署（☎086-422-1201）、税務課市民税係（☎⑨8234）

所得税等の確定申告と個人市県民税・国民健康保険税の申告の市内申告会場での相談期間は、2月10日(水)から3月15日(月)まで、イオンモール倉敷会場では1月25日(月)から3月15日(月)までです。20ページの日程表を参考に申告をしてください。



申告会場では

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ソーシャルディスタンス（社会的距離）の確保やアルコール消毒液の設置、職員の手洗い・マスク着用などの対策を行います。

ご来場の際は、次の点にご協力ください。

- ◆3密（密集・密接・密閉）を避けるため、できる限り日程表を参考に会場まで来場してください
- ◆発熱や風邪の症状がある場合は、会場を控えてください
- ◆入場時は、マスクの着用と手指の消毒を行ってください
- ◆受付で検温を行います。37.5度以上の人や検温に協力いただけない人は、入場をお断りします
- ◆会場は1時間に1回程度換気を行います

医療費控除の申告には

医療費控除の明細書の作成が必要です

医療費控除を受けるには、医療費控除の明細書の作成が必要となりました。医療費の領収書の添付では控除を受けることができませんので、事前に自宅で明細書を作成してください。

明細書は、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を集計して、記入してください。医療保険者から交付された医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付することで、明細書の記入を簡略化できます。

※医療費の領収書は、5年間保存してください

※明細書の様式は、倉敷税務署・市役所税務課の窓口で配布しているほか、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/iryuhikoujo2.htm>）にも掲載しています



国税庁ホームページ

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
総社太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
"	□□病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,200円
"	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
総社花子	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,500円

医療費控除の明細書の記入例

令和2年分からの主な改正点

【給与所得控除、公的年金等控除】

控除額が一律10万円引き下げられたほか、控除上限額なども変わりました。

【ひとり親控除の創設】

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じくする子を有する単身者に対する所得控除として、ひとり親控除が創設されました。

【基礎控除】

控除額が10万円引き上げられました。ただし、合計所得金額が2400万円を超える人は、合計所得金額に応じて控除額が変わります。

※詳細は市ホームページでご確認ください



市ホームページ